

第 75 号 議 案

令和 2 年 3 月 19 日  
任 用 給 与 課

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

標記の件について、下記のとおり改正する。

記

1 改正事項

- (1) 採用制度の改正に伴う規定整備
- (2) 改元に伴う文言整備

2 改正内容

別紙及び新旧対照表のとおり

3 適用日

令和 2 年 4 月 1 日

## 「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

採用制度の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項目 該当項番	内 容					
附則 施行日	【採用制度の改正に伴う規定整備及び改元に伴う文言整備】  この一般基準は、令和 <u>2</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日から適用する。					
別表 10 職務分類基準（Ⅱ）1級 職への採用 選考基準及 び方法	【採用制度の改正に伴う年齢上限の引上げ】 職務分類基準（Ⅱ）1級職への採用選考基準及び方法					
	職 種		給 料	選考の基準及び方法		
				経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方法
	技能系	(略)				
	業務系	業 務	行（二）1	当該業務に必要な能力を有する者	<u>50</u>	面接
	↓					
	職 種		給 料	選考の基準及び方法		
				経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方法
	技能系	(略)				
	業務系	業 務	行（二）1	当該業務に必要な能力を有する者	<u>60</u>	面接

項目 該当項番	内 容
<p>別表 12 公募による 採用選考方 法</p>	<p>【採用制度の改正に伴う規定新設】</p> <p>4 その他 現に会計年度任用職員として一定期間勤務する障害者を対象とした職務分類基準（Ⅱ）1級職のうち業務の職への任用に係る募集については、<u>人事委員会と協議の上、各任命権者内に限って実施することができる。</u> <u>この場合、各任命権者における募集の範囲は採用予定職の業務及び公正な任用の確保等を勘案したものとする</u>こと並びに募集の対象となる者に対し十分な情報提供を行うことに留意しなければならない。</p> <p>注）障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、都道府県知事若しくは政令指定都市市長が発行する療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳等により、障害を有することが確認された者をいう。</p>
<p>別表 16 の 2 職務分類基 準（Ⅰ）2級 職及び3級 職への昇任 選考基準及 び方法</p>	<p>【改元に伴う文言整備】</p> <p>新旧対照表のとおり</p>
<p>別表 17 職務分類基 準（Ⅰ）2級 職、3級職及 び4級職へ の昇任選考 基準及び方 法の経過措 置</p>	
<p>別表 19 職務分類基 準（Ⅲ）2級 職、3級職及 び5級職へ の昇任選考 基準及び方 法</p>	
<p>別表 20 任用資格基 準</p>	

職員の採用・昇任等に関する一般基準新旧対照表

改正案	現行
<p>職員の採用・昇任等に関する一般基準 (昭和61年3月26日 決定)</p> <p>1 から17まで (現行のとおり)</p> <p>付則 (現行のとおり)</p> <p>附則 この一般基準は、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>(参考) (現行のとおり)</p> <p>別表1 から別表9 の4まで (現行のとおり)</p>	<p>職員の採用・昇任等に関する一般基準 (昭和61年3月26日 決定)</p> <p>1 から17まで (略)</p> <p>付則 (略)</p> <p>附則 この一般基準は、令和元年12月1日から適用する。</p> <p>(参考) (略)</p> <p>別表1 から別表9 の4まで (略)</p>

職員の採用・昇任等に関する一般基準新旧対照表

改正案						現 行					
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">別表 10</div> <p style="text-align: center;">職務分類基準（Ⅱ）1級職への 採用選考基準及び方法</p>						<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">別表 10</div> <p style="text-align: center;">職務分類基準（Ⅱ）1級職への 採用選考基準及び方法</p>					
職 種	給 料	選考の基準及び方法				職 種	給 料	選考の基準及び方法			
		経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方法	経歴・資格・免許			年齢 (未満)	方法		
技能系	自動車運転	行(二)1	自動車運転の免許を有する者	40	面接	技能系	自動車運転	行(二)1	自動車運転の免許を有する者	40	面接
	海 技	行(二)1	海技士の免許を有する者又は当該業務に必要な能力を有する者	40	面接		海 技	行(二)1	海技士の免許を有する者又は当該業務に必要な能力を有する者	40	面接
	自動車整備	行(二)1	自動車整備士の技能検定に合格した者	40	面接		自動車整備	行(二)1	自動車整備士の技能検定に合格した者	40	面接
	機 械 管 理	行(二)1	当該業務に必要な免許を有する者	40	面接		機 械 管 理	行(二)1	当該業務に必要な免許を有する者	40	面接
	技 能 I	行(二)1	当該業務に必要な能力を有する者	40	面接		技 能 I	行(二)1	当該業務に必要な能力を有する者	40	面接
	技 能 II	行(二)1	当該業務に必要な能力を有する者	50	面接		技 能 II	行(二)1	当該業務に必要な能力を有する者	50	面接
業 務 系	業 務	行(二)1	当該業務に必要な能力を有する者	60	面接	業 務 系	業 務	行(二)1	当該業務に必要な能力を有する者	50	面接
別表11 (現行のとおり)						別表11 (略)					

職員の採用・昇任等に関する一般基準新旧対照表

改正案	現行
<p data-bbox="281 321 397 363">別表 12</p> <p data-bbox="617 384 1012 426">公募による採用選考方法</p> <p data-bbox="335 485 1264 552">この定めは、任命権者が人事委員会の委任を受けて採用選考を行う場合又は選考候補者を決定する場合の方法について定める。</p> <ol data-bbox="397 600 1264 1245" style="list-style-type: none"> <li>1 公募の方法 都のホームページ等に掲載するとともに、関連する大学、関係機関等に周知依頼することを基本とし、可能な限り広く周知するものとする。</li> <li>2 選考の方法 選考方法は、別表 7 から別表 11 までに定める方法とするが、この方法により難しい場合については人事委員会の承認を得て他の方法によることができる。</li> <li>3 選考候補者の決定 任命権者は、選考候補者を決定し人事委員会に選考を申請する場合は、次に掲げる書類を作成し申請しなければならない。 (1) 採用選考実施経過調書 (2) 採用選考調書 (3) 採用理由書 (4) 業績調書 (5) その他証明書等必要と認められる書類</li> </ol> <p data-bbox="397 1289 528 1320"><u>4 その他</u></p> <p data-bbox="418 1329 1279 1549"><u>現に会計年度任用職員として一定期間勤務する障害者を対象とした職務分類基準（Ⅱ）1 級職のうち業務の職への任用に係る募集については、人事委員会と協議の上、各任命権者内に限って実施することができる。この場合、各任命権者における募集の範囲は採用予定職の業務及び公正な任用の確保等を勘案したものとする</u>こと並びに募集の対象となる者に対し十分な情報提供を行うことに留意しなければならない。</p> <p data-bbox="397 1598 1264 1780"><u>注）障害者とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳、都道府県知事若しくは政令指定都市市長が発行する療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神障害者保健福祉手帳等により、障害を有することが確認された者をいう。</u></p> <p data-bbox="281 1818 804 1850">別表 13 から別表 16 まで（現行のとおり）</p>	<p data-bbox="1673 321 1789 363">別表 12</p> <p data-bbox="2021 384 2415 426">公募による採用選考方法</p> <p data-bbox="1730 485 2659 552">この定めは、任命権者が人事委員会の委任を受けて採用選考を行う場合又は選考候補者を決定する場合の方法について定める。</p> <ol data-bbox="1792 600 2659 1245" style="list-style-type: none"> <li>1 公募の方法 都のホームページ等に掲載するとともに、関連する大学、関係機関等に周知依頼することを基本とし、可能な限り広く周知するものとする。</li> <li>2 選考の方法 選考方法は、別表 7 から別表 11 までに定める方法とするが、この方法により難しい場合については人事委員会の承認を得て他の方法によることができる。</li> <li>3 選考候補者の決定 任命権者は、選考候補者を決定し人事委員会に選考を申請する場合は、次に掲げる書類を作成し申請しなければならない。 (1) 採用選考実施経過調書 (2) 採用選考調書 (3) 採用理由書 (4) 業績調書 (5) その他証明書等必要と認められる書類</li> </ol> <p data-bbox="1792 1289 1923 1320"><u>(新 設)</u></p> <p data-bbox="1792 1598 1923 1629"><u>(新 設)</u></p> <p data-bbox="1673 1818 2047 1850">別表 13 から別表 16 まで（略）</p>

職務分類基準（Ⅰ） 2 級職及び3 級職への昇任選考基準及び方法

別表 16 の 2

主 事	主 事	摘 要																					
2 級職(主任級)	3 級職(課長代理級)																						
採用区分によりそれぞれ、次に定めるところによる。 ①Ⅰ類A区分の者、獣医・薬剤区分の者、別表6の選考基準により1 級職として採用された者及び平成18年度以前の経験者（一般）採用試験により採用された者については、1 級職に3年以上在職する者 ②Ⅰ類B区分の者及び看護教員区分の者については、1 級職に5年以上在職する者 ③Ⅱ類区分の者については、1 級職に7年以上在職する者。ただし、医療技術系の者で短大3卒のものについては、在職年数を1年短縮する。 ④Ⅲ類区分の者については、1 級職に9年以上在職する者。ただし、医療技術系の者で高卒後1年間の養成施設等の修了者については、在職年数を1年短縮する。 ⑤助産師区分の者については、1 級職に6年以上在職する者。ただし、大学卒の者については、在職年数を1年短縮する。 ⑥看護師区分の者については、1 級職に7年以上在職する者。ただし、短大3卒の者については在職年数を1年、大学卒の者については在職年数を2年短縮する。  (主任級職選考等)  准看護師の職については、1 級職に21年以上在職する者 (准看護師2 級職選考)	1 主任級職選考等とは、別表15に定める知事等を任命権者とする主任級職選考、警視總監を任命権者とする職務分類基準(Ⅰ)の副主査職昇任選考、消防總監を任命権者とする主任級職昇任選考をいう。 2 課長代理級職選考等とは、別表15に定める職務分類基準(Ⅰ)3 級職への各昇任選考をいう。 3 昇任選考基準の中で、1 級職の在職年数の定めのある場合に下記の旧2 級職(平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間における2 級職及び平成18年3月31日以前のこれに相当する職務の級をいう。以下この表において同じ。)の任用年月日の者は、それぞれ調整年数月数を必要在職年数月数から短縮することができる。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>旧2 級職の任用年月日</td> <td>調整年数月数</td> </tr> <tr> <td>昭和43年4月1日以前</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>昭和43年4月2日から昭和43年7月1日まで</td> <td>1年3月</td> </tr> <tr> <td>昭和43年7月2日から昭和44年1月1日まで</td> <td>9月</td> </tr> </table> 4 昇任選考基準の中で、下記の左欄の旧2 級職への任用年月日の者が、上位の職に昇任する場合は、それぞれ右欄の年月日に旧2 級職に任用されたものとみなす。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>旧2 級職への任用年月日</td> <td>旧2 級職に任用されたものとみなす年月日</td> </tr> <tr> <td>昭和46年3月27日(45 研修)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和47年3月17日(46 研修)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和48年3月20日(47A 研修)</td> <td>昭和46年4月1日</td> </tr> <tr> <td>昭和49年3月20日(48A 研修)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和48年3月20日(47B 研修)</td> <td>昭和47年4月1日</td> </tr> <tr> <td>昭和49年3月20日(48B 研修)</td> <td>昭和48年4月1日</td> </tr> </table> 5 昇任選考基準の中で定める1 級職の在職年数にかかわらず、准看護師の2 級職への昇任選考にかかる1 級職の在職年数は、任用年度の3月31日現在、年齢56歳以上の者については、15年以上とする。 6 当分の間、該当する基準及び方法にかかわらず、経過措置を別表17のとおり定める。 7 平成14年3月31日以前に准看護婦に採用された者は、准看護師に採用された者とみなす。 8 平成21年3月31日以前の3 級職(平成18年3月31日以前にあっては、これらに相当する職務の級)に在職していた期間は、平成21年4月1日以降この基準を適用する場合、それぞれ2 級職に在職していた期間とみなす。 また、平成21年3月31日以前の1 級職又は2 級職(平成18年3月31日以前にあっては、これらに相当する職務の級)に在職していた期間は、平成21年4月1日以降この基準を適用する場合、1 級職に在職していた期間とみなす。 9 平成5年度から平成14年度までの東京都職員経験者採用試験は、東京都職員経験者(一般)採用試験に読み替える。 10 昇任選考基準の中で定める「大学卒」及び「短大3卒」とは、別表20注1に定めるところによる。	旧2 級職の任用年月日	調整年数月数	昭和43年4月1日以前	2年	昭和43年4月2日から昭和43年7月1日まで	1年3月	昭和43年7月2日から昭和44年1月1日まで	9月	旧2 級職への任用年月日	旧2 級職に任用されたものとみなす年月日	昭和46年3月27日(45 研修)		昭和47年3月17日(46 研修)		昭和48年3月20日(47A 研修)	昭和46年4月1日	昭和49年3月20日(48A 研修)		昭和48年3月20日(47B 研修)	昭和47年4月1日	昭和49年3月20日(48B 研修)	昭和48年4月1日
旧2 級職の任用年月日	調整年数月数																						
昭和43年4月1日以前	2年																						
昭和43年4月2日から昭和43年7月1日まで	1年3月																						
昭和43年7月2日から昭和44年1月1日まで	9月																						
旧2 級職への任用年月日	旧2 級職に任用されたものとみなす年月日																						
昭和46年3月27日(45 研修)																							
昭和47年3月17日(46 研修)																							
昭和48年3月20日(47A 研修)	昭和46年4月1日																						
昭和49年3月20日(48A 研修)																							
昭和48年3月20日(47B 研修)	昭和47年4月1日																						
昭和49年3月20日(48B 研修)	昭和48年4月1日																						

改正案

職務分類基準（Ⅰ） 2 級職及び3 級職への昇任選考基準及び方法

別表 16 の 2

主 事	主 事	摘 要																					
2 級職(主任級)	3 級職(課長代理級)																						
採用区分によりそれぞれ、次に定めるところによる。 ①Ⅰ類A区分の者、獣医・薬剤区分の者、別表6の選考基準により1 級職として採用された者及び平成18年度以前の経験者（一般）採用試験により採用された者については、1 級職に3年以上在職する者 ②Ⅰ類B区分の者及び看護教員区分の者については、1 級職に5年以上在職する者 ③Ⅱ類区分の者については、1 級職に7年以上在職する者。ただし、医療技術系の者で短大3卒のものについては、在職年数を1年短縮する。 ④Ⅲ類区分の者については、1 級職に9年以上在職する者。ただし、医療技術系の者で高卒後1年間の養成施設等の修了者については、在職年数を1年短縮する。 ⑤助産師区分の者については、1 級職に6年以上在職する者。ただし、大学卒の者については、在職年数を1年短縮する。 ⑥看護師区分の者については、1 級職に7年以上在職する者。ただし、短大3卒の者については在職年数を1年、大学卒の者については在職年数を2年短縮する。  (主任級職選考等)  准看護師の職については、1 級職に21年以上在職する者 (准看護師2 級職選考)	1 主任級職選考等とは、別表15に定める知事等を任命権者とする主任級職選考、警視總監を任命権者とする職務分類基準(Ⅰ)の副主査職昇任選考、消防總監を任命権者とする主任級職昇任選考をいう。 2 課長代理級職選考等とは、別表15に定める職務分類基準(Ⅰ)3 級職への各昇任選考をいう。 3 昇任選考基準の中で、1 級職の在職年数の定めのある場合に下記の旧2 級職(平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間における2 級職及び平成18年3月31日以前のこれに相当する職務の級をいう。以下この表において同じ。)の任用年月日の者は、それぞれ調整年数月数を必要在職年数月数から短縮することができる。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>旧2 級職の任用年月日</td> <td>調整年数月数</td> </tr> <tr> <td>昭和43年4月1日以前</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>昭和43年4月2日から昭和43年7月1日まで</td> <td>1年3月</td> </tr> <tr> <td>昭和43年7月2日から昭和44年1月1日まで</td> <td>9月</td> </tr> </table> 4 昇任選考基準の中で、下記の左欄の旧2 級職への任用年月日の者が、上位の職に昇任する場合は、それぞれ右欄の年月日に旧2 級職に任用されたものとみなす。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>旧2 級職への任用年月日</td> <td>旧2 級職に任用されたものとみなす年月日</td> </tr> <tr> <td>46. 3. 27(45 研修)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>47. 3. 17(46 研修)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>48. 3. 20(47A 研修)</td> <td>46. 4. 1</td> </tr> <tr> <td>49. 3. 20(48A 研修)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>48. 3. 20(47B 研修)</td> <td>47. 4. 1</td> </tr> <tr> <td>49. 3. 20(48B 研修)</td> <td>48. 4. 1</td> </tr> </table> 5 昇任選考基準の中で定める1 級職の在職年数にかかわらず、准看護師の2 級職への昇任選考にかかる1 級職の在職年数は、任用年度の3月31日現在、年齢56歳以上の者については、15年以上とする。 6 当分の間、該当する基準及び方法にかかわらず、経過措置を別表17のとおり定める。 7 平成14年3月31日以前に准看護婦に採用された者は、准看護師に採用された者とみなす。 8 平成21年3月31日以前の3 級職(平成18年3月31日以前にあっては、これらに相当する職務の級)に在職していた期間は、平成21年4月1日以降この基準を適用する場合、それぞれ2 級職に在職していた期間とみなす。 また、平成21年3月31日以前の1 級職又は2 級職(平成18年3月31日以前にあっては、これらに相当する職務の級)に在職していた期間は、平成21年4月1日以降この基準を適用する場合、1 級職に在職していた期間とみなす。 9 平成5年度から平成14年度までの東京都職員経験者採用試験は、東京都職員経験者(一般)採用試験に読み替える。 10 昇任選考基準の中で定める「大学卒」及び「短大3卒」とは、別表20注1に定めるところによる。	旧2 級職の任用年月日	調整年数月数	昭和43年4月1日以前	2年	昭和43年4月2日から昭和43年7月1日まで	1年3月	昭和43年7月2日から昭和44年1月1日まで	9月	旧2 級職への任用年月日	旧2 級職に任用されたものとみなす年月日	46. 3. 27(45 研修)		47. 3. 17(46 研修)		48. 3. 20(47A 研修)	46. 4. 1	49. 3. 20(48A 研修)		48. 3. 20(47B 研修)	47. 4. 1	49. 3. 20(48B 研修)	48. 4. 1
旧2 級職の任用年月日	調整年数月数																						
昭和43年4月1日以前	2年																						
昭和43年4月2日から昭和43年7月1日まで	1年3月																						
昭和43年7月2日から昭和44年1月1日まで	9月																						
旧2 級職への任用年月日	旧2 級職に任用されたものとみなす年月日																						
46. 3. 27(45 研修)																							
47. 3. 17(46 研修)																							
48. 3. 20(47A 研修)	46. 4. 1																						
49. 3. 20(48A 研修)																							
48. 3. 20(47B 研修)	47. 4. 1																						
49. 3. 20(48B 研修)	48. 4. 1																						

現 行



別表 17 職務分類基準 (I) 2 級職、3 級職及び 4 級職への昇任選考基準及び方法の経過措置

主 事	副 参 事																
2 級職(主任級)	4 級職(課長級)																
<p>① 任用年度の 3 月 31 日現在年齢 56 歳以上の者を除き、平成 3 年 4 月 1 日以前に採用された者は、平成 3 年 3 月 31 日以前に採用された者から平成 21 年 3 月 31 日までの間に採用された者との合計は、8 年以上で、2 級職の期間の基準は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>ア</td> <td>昭和 61 年度</td> <td>昭和 62 年度</td> <td>昭和 63 年度</td> <td>平成 元年度</td> <td>平成 2 年度</td> <td>平成 3 年度</td> <td>平成 4 年度</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table> <p>ア…主任級職任用年度 イ…2 級職の期間 (年以上)</p> <p>② 獣医の職又は人事委員会が行う採用選考により旧 2 級職に採用された者は、平成 5 年度まで 2 級職に在職する者とする。</p> <p>③ 昭和 62 年度及び昭和 63 年度に獣医の職又は人事委員会が行う採用選考により旧 2 級職に採用された者については、旧 2 級職に 3 年以上在職することを要する。</p> <p>④ 管理職選考「A」合格者は平成 6 年度まで、管理職選考「B」合格者は昭和 62 年度まで合格後直近の時期に任用する。</p> <p>⑤ 採用選考により旧 2 級職に採用された者は、平成 5 年度までとす。管理職選考「A・B」合格者は選考に合格したものとみなす。</p> <p>⑥ 准看護師については、平成 5 年度まで、任用年度の 3 月 31 日現在年齢 44 歳以上 57 歳未満の者は、医療職給料表 (三) 旧 2 級職 (平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間における 2 級及び平成 18 年 3 月 31 日以前のこれに相当する級の歴をいう。) 8 年以上で、かつ、旧 2 級職に 1 年以上在職することを要する。</p> <p>⑦ 平成 23 年度に実施した採用試験により薬剤師の職に採用された者については、1 級職に 4 年以上在職することを要する。</p>	ア	昭和 61 年度	昭和 62 年度	昭和 63 年度	平成 元年度	平成 2 年度	平成 3 年度	平成 4 年度	イ	0	0	0	1	2	3	4	<p>① 管理職選考「A」の合格者については、昭和 63 年度までは旧 4 級に 1 年以上在職する者とする。</p> <p>② 管理職選考「B」の合格者については、平成 7 年度までは旧 6 級に 1 年以上在職する者とする。</p> <p>③ 管理職選考「C」の合格者については、昭和 62 年度までは旧 4 級に在職する者とする。</p> <p>平成 24 年度以前に実施された特別選考職への選考は、平成 25 年 4 月 1 日以降、技術系は一般管理職の管理職昇任選考と、法務系は法務専門職選考と、医療系は医療福祉専門職選考とみなす。</p>
ア	昭和 61 年度	昭和 62 年度	昭和 63 年度	平成 元年度	平成 2 年度	平成 3 年度	平成 4 年度										
イ	0	0	0	1	2	3	4										
主 事	副 参 事																
3 級職(課長代理級)	4 級職(課長級)																
<p>① 昭和 61 年度及び昭和 62 年度に獣医の職又は人事委員会が行う採用選考により旧 2 級職に採用された者の旧 2 級職の期間と 2 級職の期間との合計は、8 年以上で、2 級職の期間の基準は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>ア</td> <td>昭和 61 年度</td> <td>昭和 62 年度</td> <td>昭和 63 年度</td> <td>平成 元年度</td> <td>平成 2 年度</td> <td>平成 3 年度</td> <td>平成 4 年度</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table> <p>ア…主任級職任用年度 イ…2 級職の期間 (年以上)</p> <p>② 獣医の職又は人事委員会が行う採用選考により旧 2 級職に採用された者は、平成 5 年度まで 2 級職に在職する者とする。</p>	ア	昭和 61 年度	昭和 62 年度	昭和 63 年度	平成 元年度	平成 2 年度	平成 3 年度	平成 4 年度	イ	0	0	0	1	2	3	4	<p>① 管理職選考「A」の合格者については、昭和 63 年度までは旧 4 級に 1 年以上在職する者とする。</p> <p>② 管理職選考「B」の合格者については、平成 7 年度までは旧 6 級に 1 年以上在職する者とする。</p> <p>③ 管理職選考「C」の合格者については、昭和 62 年度までは旧 4 級に在職する者とする。</p> <p>平成 24 年度以前に実施された特別選考職への選考は、平成 25 年 4 月 1 日以降、技術系は一般管理職の管理職昇任選考と、法務系は法務専門職選考と、医療系は医療福祉専門職選考とみなす。</p>
ア	昭和 61 年度	昭和 62 年度	昭和 63 年度	平成 元年度	平成 2 年度	平成 3 年度	平成 4 年度										
イ	0	0	0	1	2	3	4										

別表 18 (現行のとおり)

別表 17 職務分類基準 (I) 2 級職、3 級職及び 4 級職への昇任選考基準及び方法の経過措置

主 事	副 参 事																
2 級職(主任級)	4 級職(課長級)																
<p>① 任用年度の 3 月 31 日現在年齢 56 歳以上の者を除き、平成 3 年 4 月 1 日以前に採用された者は、平成 3 年 3 月 31 日以前に採用された者から平成 21 年 3 月 31 日までの間に採用された者との合計は、8 年以上で、2 級職の期間の基準は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>ア</td> <td>昭和 61 年度</td> <td>昭和 62 年度</td> <td>昭和 63 年度</td> <td>平成 元年度</td> <td>平成 2 年度</td> <td>平成 3 年度</td> <td>平成 4 年度</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table> <p>ア…主任級職任用年度 イ…旧 2 級職の期間 (年以上)</p> <p>ただし、昭和 61 年度に採用区分 I 類に採用された者は 4 年とする。</p> <p>② 昭和 62 年度及び 63 年度に獣医の職又は人事委員会が行う採用選考により旧 2 級職に採用された者については、旧 2 級職に 3 年以上在職することを要する。</p> <p>③ 管理職選考「A」合格者は平成 6 年度まで、管理職選考「B」合格者は昭和 62 年度まで合格後直近の時期に任用する。</p> <p>④ 採用選考により旧 2 級職に採用された者は、平成 5 年度までとす。管理職選考「A・B」合格者は選考に合格したものとみなす。</p> <p>⑤ 准看護師については、平成 5 年度まで、任用年度の 3 月 31 日現在年齢 44 歳以上 57 歳未満の者は、医療職給料表 (三) 旧 2 級職 (平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間における 2 級及び平成 18 年 3 月 31 日以前のこれに相当する級の歴をいう。) 8 年以上で、かつ、旧 2 級職に 1 年以上在職することを要する。</p> <p>⑥ 平成 23 年度に実施した採用試験により薬剤師の職に採用された者については、1 級職に 4 年以上在職することを要する。</p>	ア	昭和 61 年度	昭和 62 年度	昭和 63 年度	平成 元年度	平成 2 年度	平成 3 年度	平成 4 年度	イ	0	0	0	1	2	3	4	<p>① 管理職選考「A」の合格者については、昭和 63 年度までは旧 4 級に 1 年以上在職する者とする。</p> <p>② 管理職選考「B」の合格者については、平成 7 年度までは旧 6 級に 1 年以上在職する者とする。</p> <p>③ 管理職選考「C」の合格者については、昭和 62 年度までは旧 4 級に在職する者とする。</p> <p>平成 24 年度以前に実施された特別選考職への選考は、平成 25 年 4 月 1 日以降、技術系は一般管理職の管理職昇任選考と、法務系は法務専門職選考と、医療系は医療福祉専門職選考とみなす。</p>
ア	昭和 61 年度	昭和 62 年度	昭和 63 年度	平成 元年度	平成 2 年度	平成 3 年度	平成 4 年度										
イ	0	0	0	1	2	3	4										
主 事	副 参 事																
3 級職(課長代理級)	4 級職(課長級)																
<p>① 昭和 61 年度及び昭和 62 年度に獣医の職又は人事委員会が行う採用選考により旧 2 級職に採用された者の旧 2 級職の期間と 2 級職の期間との合計は、8 年以上で、2 級職の期間の基準は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>ア</td> <td>昭和 61 年度</td> <td>昭和 62 年度</td> <td>昭和 63 年度</td> <td>平成 元年度</td> <td>平成 2 年度</td> <td>平成 3 年度</td> <td>平成 4 年度</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table> <p>ア…主任級職任用年度 イ…2 級職の期間 (年以上)</p> <p>② 獣医の職又は人事委員会が行う採用選考により旧 2 級職に採用された者は、平成 5 年度まで 2 級職に在職する者とする。</p>	ア	昭和 61 年度	昭和 62 年度	昭和 63 年度	平成 元年度	平成 2 年度	平成 3 年度	平成 4 年度	イ	0	0	0	1	2	3	4	<p>① 管理職選考「A」の合格者については、昭和 63 年度までは旧 4 級に 1 年以上在職する者とする。</p> <p>② 管理職選考「B」の合格者については、平成 7 年度までは旧 6 級に 1 年以上在職する者とする。</p> <p>③ 管理職選考「C」の合格者については、昭和 62 年度までは旧 4 級に在職する者とする。</p> <p>平成 24 年度以前に実施された特別選考職への選考は、平成 25 年 4 月 1 日以降、技術系は一般管理職の管理職昇任選考と、法務系は法務専門職選考と、医療系は医療福祉専門職選考とみなす。</p>
ア	昭和 61 年度	昭和 62 年度	昭和 63 年度	平成 元年度	平成 2 年度	平成 3 年度	平成 4 年度										
イ	0	0	0	1	2	3	4										

別表 18 (略)



別表 19  
職務分類基準(Ⅲ) 2 級職、3 級職及び 5 級職への昇任選考基準及び方法

主 事		運輸管理職 副参事 5 級職 (課長級)	摘 要						
2 級職 (グループリーダー級)	3 級職 (助役級)	4 級職に 4 年以上 在職する者  (運輸管理職選考)	<p>1 グループリーダー、助役、運輸管理職の選考方法及び選考資格の細目は別に定める。</p> <p>2 平成 28 年 3 月 31 日以前の職務分類基準(Ⅲ) の 1 級職 (平成 8 年 3 月 31 日以前にあっては、職務分類基準(Ⅲ) の 2 級職及び 3 級職) 及び 2 級職に在職していた期間は、平成 28 年 4 月 1 日以降この基準を適用する場合、3 級職に在職していた期間とみなす。</p> <p>3 平成 28 年 3 月 31 日以前の職務分類基準(Ⅲ) の 3 級職 (平成 27 年 3 月 31 日以前にあっては、職務分類基準(Ⅲ) の 3 級職及び 4 級職 (平成 8 年 3 月 31 日以前にあっては、これらに相当する職務の級)) に在職していた期間は、平成 28 年 4 月 1 日以降この基準を適用する場合、4 級職に在職していた期間とみなす。</p> <p>4 平成 28 年 3 月 31 日以前の職務分類基準(Ⅳ) の 1 級職 (平成 8 年 3 月 31 日以前にあっては、職務分類基準(Ⅲ) の 1 級職) 又は 2 級職に在職していた期間は、平成 28 年 4 月 1 日以降この基準を適用する場合、それぞれ 1 級職又は 2 級職に在職していた期間とみなす。</p> <p>5 任用転選考合格者は、平成 27 年度まで実施されていた任用転選考の合格者とする。</p> <p>6 運輸系主任級職昇任選考合格者は、平成 27 年度まで実施されていた運輸系主任級職昇任選考の合格者とする。</p>						
<p>1 級職に 16 年以上在職する者 (グループリーダー選考)</p> <p>ただし、助役選考(A) 一次合格者については、グループリーダーへの選考に合格したものとみなす。</p>	<p>2 級職に 3 年以上在職する者 (助役選考)</p> <p>ただし、任用転選考合格者は、選考に合格したものとみなす。</p> <p>また、助役選考(A) 一次合格者の昇任選考基準は、グループリーダーへの選考に合格したものとみなした年度により次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="744 1073 1205 1528"> <tr> <td>グループリーダーへの選考に合格したものとみなした年度</td> <td>平成 28 年度</td> <td>平成 29 年度</td> <td>平成 30 年度</td> </tr> <tr> <td>2 級職における在職年数</td> <td>0 年</td> <td>1 年</td> <td>2 年</td> </tr> </table>	グループリーダーへの選考に合格したものとみなした年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	2 級職における在職年数	0 年	1 年
グループリーダーへの選考に合格したものとみなした年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度						
2 級職における在職年数	0 年	1 年	2 年						

改正案

別表 19  
職務分類基準(Ⅲ) 2 級職、3 級職及び 5 級職への昇任選考基準及び方法

主 事		運輸管理職 副参事 5 級職 (課長級)	摘 要						
2 級職 (グループリーダー級)	3 級職 (助役級)	4 級職に 4 年以上 在職する者  (運輸管理職選考)	<p>1 グループリーダー、助役、運輸管理職の選考方法及び選考資格の細目は別に定める。</p> <p>2 平成 28 年 3 月 31 日以前の職務分類基準(Ⅲ) の 1 級職 (平成 8 年 3 月 31 日以前にあっては、職務分類基準(Ⅲ) の 2 級職及び 3 級職) 及び 2 級職に在職していた期間は、平成 28 年 4 月 1 日以降この基準を適用する場合、3 級職に在職していた期間とみなす。</p> <p>3 平成 28 年 3 月 31 日以前の職務分類基準(Ⅲ) の 3 級職 (平成 27 年 3 月 31 日以前にあっては、職務分類基準(Ⅲ) の 3 級職及び 4 級職 (平成 8 年 3 月 31 日以前にあっては、これらに相当する職務の級)) に在職していた期間は、平成 28 年 4 月 1 日以降この基準を適用する場合、4 級職に在職していた期間とみなす。</p> <p>4 平成 28 年 3 月 31 日以前の職務分類基準(Ⅳ) の 1 級職 (平成 8 年 3 月 31 日以前にあっては、職務分類基準(Ⅲ) の 1 級職) 又は 2 級職に在職していた期間は、平成 28 年 4 月 1 日以降この基準を適用する場合、それぞれ 1 級職又は 2 級職に在職していた期間とみなす。</p> <p>5 任用転選考合格者は、平成 27 年度まで実施されていた任用転選考の合格者とする。</p> <p>6 運輸系主任級職昇任選考合格者は、平成 27 年度まで実施されていた運輸系主任級職昇任選考の合格者とする。</p>						
<p>1 級職に 16 年以上在職する者 (グループリーダー選考)</p> <p>ただし、助役選考(A) 一次合格者については、グループリーダーへの選考に合格したものとみなす。</p>	<p>2 級職に 3 年以上在職する者 (助役選考)</p> <p>ただし、任用転選考合格者は、選考に合格したものとみなす。</p> <p>また、助役選考(A) 一次合格者の昇任選考基準は、グループリーダーへの選考に合格したものとみなした年度により次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="2148 1073 2608 1528"> <tr> <td>グループリーダーへの選考に合格したものとみなした年度</td> <td>平成 28 年度</td> <td>平成 29 年度</td> <td>平成 30 年度</td> </tr> <tr> <td>2 級職における在職年数</td> <td>0 年</td> <td>1 年</td> <td>2 年</td> </tr> </table>	グループリーダーへの選考に合格したものとみなした年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	2 級職における在職年数	0 年	1 年
グループリーダーへの選考に合格したものとみなした年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度						
2 級職における在職年数	0 年	1 年	2 年						

現行

職員の採用・昇任等に関する一般基準新旧対照表

改正案	現行																																																				
<p>別表 20</p> <p style="text-align: center;">任用資格基準</p> <p style="text-align: center;">職務分類基準（I）3級職以下の職への任用資格基準表</p> <p>（現行のとおり）</p> <p>注1から8まで（現行のとおり）</p> <p>9 下記の左欄の旧2級職への任用年月日の者が、上位の職に昇任する場合は、それぞれ右欄の年月日に旧2級職に任用されたものとみなす。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>旧2級職への任用年月日</th> <th>旧2級職に任用されたものとみなす年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>昭和46年3月27日</u>（45 研修）</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;"><u>昭和46年4月1日</u></td> </tr> <tr> <td><u>昭和47年3月17日</u>（46 研修）</td> </tr> <tr> <td><u>昭和48年3月20日</u>（47A 研修）</td> </tr> <tr> <td><u>昭和49年3月20日</u>（48A 研修）</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>昭和48年3月20日</u>（47B 研修）</td> <td style="text-align: center;"><u>昭和47年4月1日</u></td> </tr> <tr> <td><u>昭和49年3月20日</u>（48B 研修）</td> <td style="text-align: center;"><u>昭和48年4月1日</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>10（現行のとおり）</p> <p>11 任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、2級職への任用資格基準は、任用年度の3月31日現在において年齢56歳以上の者を除き任用年度により次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>2級職への任用年度</th> <th><u>昭和61年度</u></th> <th><u>昭和62年度</u></th> <th><u>昭和63年度</u></th> <th><u>平成元年度</u></th> <th><u>平成2年度</u></th> <th><u>平成3年度</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧2級職における在職年数</td> <td>10年</td> <td>9年</td> <td>8年</td> <td>7年</td> <td>6年</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、<u>昭和61年度</u>に採用区分I類に採用された者は、4年とする。 また、獣医の職への採用試験及び人事委員会が行う旧2級職への採用選考により、昭和62年度及び昭和63年度に採用された者は3年とする。</p> <p>12から16まで（現行のとおり）</p>	旧2級職への任用年月日	旧2級職に任用されたものとみなす年月日	<u>昭和46年3月27日</u> （45 研修）	<u>昭和46年4月1日</u>	<u>昭和47年3月17日</u> （46 研修）	<u>昭和48年3月20日</u> （47A 研修）	<u>昭和49年3月20日</u> （48A 研修）		<u>昭和48年3月20日</u> （47B 研修）	<u>昭和47年4月1日</u>	<u>昭和49年3月20日</u> （48B 研修）	<u>昭和48年4月1日</u>	2級職への任用年度	<u>昭和61年度</u>	<u>昭和62年度</u>	<u>昭和63年度</u>	<u>平成元年度</u>	<u>平成2年度</u>	<u>平成3年度</u>	旧2級職における在職年数	10年	9年	8年	7年	6年	5年	<p>別表 20</p> <p style="text-align: center;">任用資格基準</p> <p style="text-align: center;">職務分類基準（I）3級職以下の職への任用資格基準表</p> <p>（略）</p> <p>注1から8まで（略）</p> <p>9 下記の左欄の旧2級職への任用年月日の者が、上位の職に昇任する場合は、それぞれ右欄の年月日に旧2級職に任用されたものとみなす。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>旧2級職への任用年月日</th> <th>旧2級職に任用されたものとみなす年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>46.3.27</u>（45 研修）</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;"><u>46.4.1</u></td> </tr> <tr> <td><u>47.3.17</u>（46 研修）</td> </tr> <tr> <td><u>48.3.20</u>（47A 研修）</td> </tr> <tr> <td><u>49.3.20</u>（48A 研修）</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>48.3.20</u>（47B 研修）</td> <td style="text-align: center;"><u>47.4.1</u></td> </tr> <tr> <td><u>49.3.20</u>（48B 研修）</td> <td style="text-align: center;"><u>48.4.1</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>10（略）</p> <p>11 任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、2級職への任用資格基準は、任用年度の3月31日現在において年齢56歳以上の者を除き任用年度により次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>2級職への任用年度</th> <th><u>61</u></th> <th><u>62</u></th> <th><u>63</u></th> <th><u>元</u></th> <th><u>2</u></th> <th><u>3</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧2級職における在職年数</td> <td>10年</td> <td>9年</td> <td>8年</td> <td>7年</td> <td>6年</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、<u>61年度</u>に採用区分I類に採用された者は、4年とする。 また、獣医の職への採用試験及び人事委員会が行う旧2級職への採用選考により、昭和62年度及び昭和63年度に採用された者は3年とする。</p> <p>12から16まで（現行のとおり）</p>	旧2級職への任用年月日	旧2級職に任用されたものとみなす年月日	<u>46.3.27</u> （45 研修）	<u>46.4.1</u>	<u>47.3.17</u> （46 研修）	<u>48.3.20</u> （47A 研修）	<u>49.3.20</u> （48A 研修）		<u>48.3.20</u> （47B 研修）	<u>47.4.1</u>	<u>49.3.20</u> （48B 研修）	<u>48.4.1</u>	2級職への任用年度	<u>61</u>	<u>62</u>	<u>63</u>	<u>元</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	旧2級職における在職年数	10年	9年	8年	7年	6年	5年
旧2級職への任用年月日	旧2級職に任用されたものとみなす年月日																																																				
<u>昭和46年3月27日</u> （45 研修）	<u>昭和46年4月1日</u>																																																				
<u>昭和47年3月17日</u> （46 研修）																																																					
<u>昭和48年3月20日</u> （47A 研修）																																																					
<u>昭和49年3月20日</u> （48A 研修）																																																					
<u>昭和48年3月20日</u> （47B 研修）	<u>昭和47年4月1日</u>																																																				
<u>昭和49年3月20日</u> （48B 研修）	<u>昭和48年4月1日</u>																																																				
2級職への任用年度	<u>昭和61年度</u>	<u>昭和62年度</u>	<u>昭和63年度</u>	<u>平成元年度</u>	<u>平成2年度</u>	<u>平成3年度</u>																																															
旧2級職における在職年数	10年	9年	8年	7年	6年	5年																																															
旧2級職への任用年月日	旧2級職に任用されたものとみなす年月日																																																				
<u>46.3.27</u> （45 研修）	<u>46.4.1</u>																																																				
<u>47.3.17</u> （46 研修）																																																					
<u>48.3.20</u> （47A 研修）																																																					
<u>49.3.20</u> （48A 研修）																																																					
<u>48.3.20</u> （47B 研修）	<u>47.4.1</u>																																																				
<u>49.3.20</u> （48B 研修）	<u>48.4.1</u>																																																				
2級職への任用年度	<u>61</u>	<u>62</u>	<u>63</u>	<u>元</u>	<u>2</u>	<u>3</u>																																															
旧2級職における在職年数	10年	9年	8年	7年	6年	5年																																															

職務分類基準（Ⅰ） 4 級職以上の職への任用資格基準表

(現行のとおり)

注) 1 から 8 まで (現行のとおり)

職務分類基準（Ⅱ）任用資格基準表

(現行のとおり)

注) 1 から 4 まで (現行のとおり)

職務分類基準（Ⅲ）任用資格基準表

(現行のとおり)

注) 1 から 5 まで (現行のとおり)

6 助役選考（A）1 次合格者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、3 級職への任用資格基準は、グループリーダーへの選考に合格したものとみなした年度により次のとおりとする。

グループリーダーへの選考に合格したものとみなした年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
2 級職における在職年数	0 年	1 年	2 年

7 助役選考（A）合格者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、4 級職への任用資格基準は、グループリーダーへの選考に合格したものとみなした年度により次のとおりとする。

グループリーダーへの選考に合格したものとみなした年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
3 級職における在職年数	10 年	9 年	8 年

8 助役選考（B）合格者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、4 級職への任用資格基準は、助役選考に合格した年度により次のとおりとする。

助役選考に合格した年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
3 級職における在職年数	10 年	9 年	9 年	8 年	8 年

職務分類基準（Ⅰ） 4 級職以上の職への任用資格基準表

(略)

注) 1 から 8 まで (略)

職務分類基準（Ⅱ）任用資格基準表

(略)

注) 1 から 4 まで (略)

職務分類基準（Ⅲ）任用資格基準表

(略)

注) 1 から 5 まで (略)

6 助役選考（A）1 次合格者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、3 級職への任用資格基準は、グループリーダーへの選考に合格したものとみなした年度により次のとおりとする。

グループリーダーへの選考に合格したものとみなした年度	28 年度	29 年度	30 年度
2 級職における在職年数	0 年	1 年	2 年

7 助役選考（A）合格者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、4 級職への任用資格基準は、グループリーダーへの選考に合格したものとみなした年度により次のとおりとする。

グループリーダーへの選考に合格したものとみなした年度	28 年度	29 年度	30 年度
3 級職における在職年数	10 年	9 年	8 年

8 助役選考（B）合格者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、4 級職への任用資格基準は、助役選考に合格した年度により次のとおりとする。

助役選考に合格した年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
3 級職における在職年数	10 年	9 年	9 年	8 年	8 年

職員の採用・昇任等に関する一般基準新旧対照表

改正案	現 行																								
<p>9 任用転选考合格者の平成 28 年度以降の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 任用転选考合格者は、3 級職への任用資格を有するものとする。</p> <p>(2) 任用転选考合格者で、運輸系主任級職昇任選考に合格している者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、旧 2 級職（平成 8 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における職務分類基準（Ⅲ）の 2 級職及び平成 8 年 3 月 31 日以前のこれに相当する職務の級をいう。）の期間と 3 級職の期間との合計が 5 年以上の者が、4 級職への任用資格を有するものとする。</p> <p>(3) 任用転选考合格者で、運輸系主任級職昇任選考に合格していない者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、4 級職への任用資格基準は、任用転選考に合格した年度により次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">任用転選考に合格した年度</td> <td style="text-align: center;"><u>平成</u> 23 年度以前</td> <td style="text-align: center;"><u>平成</u> 24 年度</td> <td style="text-align: center;"><u>平成</u> 25 年度</td> <td style="text-align: center;"><u>平成</u> 26 年度</td> <td style="text-align: center;"><u>平成</u> 27 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級職における在職年数</td> <td style="text-align: center;">6 年</td> <td style="text-align: center;">7 年</td> <td style="text-align: center;">8 年</td> <td style="text-align: center;">9 年</td> <td style="text-align: center;">10 年</td> </tr> </table>	任用転選考に合格した年度	<u>平成</u> 23 年度以前	<u>平成</u> 24 年度	<u>平成</u> 25 年度	<u>平成</u> 26 年度	<u>平成</u> 27 年度	3 級職における在職年数	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年	<p>9 任用転选考合格者の平成 28 年度以降の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 任用転选考合格者は、3 級職への任用資格を有するものとする。</p> <p>(2) 任用転选考合格者で、運輸系主任級職昇任選考に合格している者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、旧 2 級職（平成 8 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における職務分類基準（Ⅲ）の 2 級職及び平成 8 年 3 月 31 日以前のこれに相当する職務の級をいう。）の期間と 3 級職の期間との合計が 5 年以上の者が、4 級職への任用資格を有するものとする。</p> <p>(3) 任用転选考合格者で、運輸系主任級職昇任選考に合格していない者については、任用資格基準表に掲げる資格年数にかかわらず、4 級職への任用資格基準は、任用転選考に合格した年度により次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">任用転選考に合格した年度</td> <td style="text-align: center;"><u>23 年度以前</u></td> <td style="text-align: center;"><u>24 年度</u></td> <td style="text-align: center;"><u>25 年度</u></td> <td style="text-align: center;"><u>26 年度</u></td> <td style="text-align: center;"><u>27 年度</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級職における在職年数</td> <td style="text-align: center;">6 年</td> <td style="text-align: center;">7 年</td> <td style="text-align: center;">8 年</td> <td style="text-align: center;">9 年</td> <td style="text-align: center;">10 年</td> </tr> </table>	任用転選考に合格した年度	<u>23 年度以前</u>	<u>24 年度</u>	<u>25 年度</u>	<u>26 年度</u>	<u>27 年度</u>	3 級職における在職年数	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年
任用転選考に合格した年度	<u>平成</u> 23 年度以前	<u>平成</u> 24 年度	<u>平成</u> 25 年度	<u>平成</u> 26 年度	<u>平成</u> 27 年度																				
3 級職における在職年数	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年																				
任用転選考に合格した年度	<u>23 年度以前</u>	<u>24 年度</u>	<u>25 年度</u>	<u>26 年度</u>	<u>27 年度</u>																				
3 級職における在職年数	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年																				
別表 21 から別表 27 まで（現行のとおり）	別表 21 から別表 27 まで（略）																								